

命を守る 住宅用火災警報器

設置してありますか？点検してありますか？



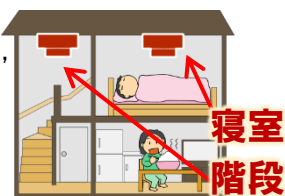
長崎県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられてから
10年を経過しています。

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知なくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所(例)

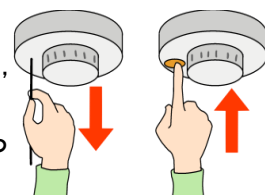
設置が必要な場所は、
寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上
にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、
ボタンを長押しすると、
音声などで正常に作
動するかどうかを知ら
せてくれます。



WITH
THE
KYUSHU

九州一斉

住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中！

長崎県消防長会（長崎県内10消防本部）

長崎市消防局／佐世保市消防局／県央地域広域市町村圏組合消防本部／島原地域広域市町村圏組合消防本部／平戸市消防本部／松浦市消防本部／五島市消防本部／新上五島町消防本部／壱岐市消防本部／対馬市消防本部
（お問い合わせは最寄りの消防機関へ）

島原地域広域市町村圏組合消防本部 予防課 0957-62-5857